

毎年5月は消費者月間です

平成19年のテーマ

「みんなで築こう

身近な安全・安心」

身に覚えのない不審な請求、屋根・家屋・床下などの点検商法、強引な訪問販売など、私たちはさまざまに消費生活トラブルに囲まれており、暮らしの中に不安が広がっています。

消費者が安全で安心できる生活を送れるようにするためには、消費者の権利を暮らしの中で生かすとともに、自分で考え行動することが大切です。

今回は、携帯電話のメールによる架空請求の事例について紹介します。



個人情報が掲載された**携帯メール**による**架空請求の事例**

【相談事例】

携帯電話に、利用した覚えのないサイトの高額な登録料などの請求メールが送られてきた。「無料お試し期間を超過したため、退会手続きをしない場合は自動更新となり、年会費6万円を請求する」という内容で、全く身に覚えがない。メールには住所や連絡先など個人情報も掲載されている。

【対処方法】

身に覚えのない場合、連絡せずに無視してください。悪質な業者が、何らかの

手段により個人情報を取得し、その情報を元にメール受信者の不安を駆り立てて架空の請求をしているものと考えられます。利用していないのであれば、支払い義務はありません。

※同様の電話やメールがあれば、次の機関にご相談ください。

市民生活課生活安全係

☎0824-73-1154

庄原市消費生活相談コーナー

☎0824-73-1228

広島県生活センター

☎082-223-6111

消費生活相談

庄原市では、『消費生活相談コーナー』を設けています。



消費生活相談員
天道 茂代さん

●消費生活相談コーナーとは？

買い物や契約でトラブルが起きたり、おかしいな、困ったなと思ったりしたことはありませんか？

そういった消費生活に関する

苦情・相談について、専門の消費生活相談員が解決のお手伝いをします。

例えば、

- ・訪問販売などで不必要な物を買ってしまった。
- ・しつこい電話勧誘に悩まされている。
- ・注文していない品物が送られてきた。
- ・身に覚えのない請求をされた。
- ・簡単に収入が得られる仕事があると誘われた。
- ・多数の業者からお金を借りて、返済ができなくなった。

この他にも、消費生活に関する問い合わせ・苦情・相談について、お気軽にご相談ください。

ご相談の際には、相談内容のわかる書類（契約書・パンフレット・チラシ）や品物などをお持ちください。

相談日：毎週水曜日

（祝日、12月28日～1月3日を除く）

9時～12時 13時～16時

※水曜日以外は生活安全係の職員が対応します。

場所：市民生活課生活安全係内

問い合わせ：庄原市消費生活相談コーナー

☎0824-73-1228

市民生活課生活安全係

☎0824-73-1154